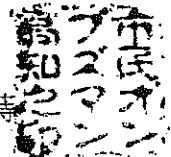


高知県の公文書管理及び情報公開制度充実 公文書館設立について（申入書）

平成 22 年 8 月 27 日

高知県知事 尾崎正直 様

市民オンブズマン高知 代表 田所辨晴



県では県立図書館の市立図書館合築が問題となり図書館関係等から厳しい批判を浴びている。

これらについてハコモノ優先的発想と拙速を避け図書館運営及び利用者の徹底的な論議を行うべきで見切り発車はしないとの原則を明確にすることを求める。

当団体は、図書館問題より県公文書館の整備及び文書管理の改善が優先されるべきとの判断から次の事項について速やかな措置を要望する。

記

1. 国の公文書の管理に関する法律（平成 21 年 7 月 1 日法律 66 号）に準じて県も公文書管理条例を制定し、併せて県立公文書館を整備すること。

(A) 国では、C型肝炎リスト放置、海上自衛隊航海日誌破棄等の事件を重視し福田内閣が設置した有識者懇談会の答申を受け本法の制定に至った。

この汕は、行政機関の勝手な公文書(情報)管理を抜本的に改めるもので

目的 第 1 条で、「国等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が県全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資産として、主権者である国民が主体的に利用し得るものである。国民主権の理念にのっとり、公文書等の管理に関する基本を定める。行政文書の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図る。国等の有する諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされることを目的とする」と定めている。

法は、この原則に立ち文書の作成では意志形成過程や事務事業の合理性、検証可能なように作成すると定め、文書の整理、管理、移管又は破棄、利用、報告等に関して具体的に定めている。特に保存期間が過ぎたものでも公文書館に移管し保存活用できるようにしたことは重要である。

利用の手数料は、実費の範囲内で、出来る限り利用しやすい額とする。

利用請求に係る不作為について行政不服審査法による異議申立ができる。
チェック機関の公文書管理委員会(第三者機関)を設ける。などを定めている。

法と高知県の関係については、地方公共団体の文書管理(第34条)で
「地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な
管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければなら
ない。」との規定が重要である。

公文書を移管する県立公文書館は30の都道府県にあるが、取り残された
17の県の中に高知があり、公文書管理への理解が極めて低いレベルであり
放置できない。ただ既存の県公文書館は法でいう歴史的公文書保管が中心で
行政文書の適切な保存がなされているとはいえない。

(B) 高知県公文書規定では、趣旨は「公文書の取り扱いについて必要な事項
を定める」だけであり、主権者と共有する文書との意識が全く欠如している。
このため、公文書破棄、棄損や文書不作成、文書隠し、偽造などの事件が相次
ぎ情報公開条例を空洞化させてきた。県警本部では、裏金疑惑に関する内部
調査資料を保存、しかも曖昧である。保存期間も「特に重要なもの」「重要
なもの」「その他」などを職員が恣意的に決めるだけで保存期間が過ぎれば
機械的に破棄してきた。重要なものかどうかは県民の視点が必要だし第三者
のチェックが必要である。現状は法の「諸活動を現在及び将来の国民に説明
する責務が全うされることを目的とする」ことに違反している。

保存期間についても県民個々人の権利についても情報公開に関する不服申
出資料は保存期間は5年である。国の法では10年とされているように短すぎ
る。法では、関係機関で保存期間の延長ができることとされ、そのうえ破棄
ではなく移管(公文書館)することを定めている。

(C) 県立図書館との関係で言えば同図書館は、法で規定する歴史的公文書、特
定歴史的公文書の保存管理を受け持っているが県立図書館が法の定める歴史
的公文書を県公文書館に移管すれば機能、役割、施設等大きな変革が期待で
きる。これら歴史的公文書と行政公文書を一貫して保存管理し、県民に利用
の利便を図るべきで法の趣旨を実現するため県立公文書館は必要不可欠なも
のであり早急な決断を求める。

2. 県情報公開条例の改正に関すること

上記公文書法の施行に併せて、県情報公開条例の改正も重要で切迫した課題
である。国の情報公開法でも「情報そのものが作られない」「情報を勝手に
処分(捨てる等)無かったことにする」などの問題が指摘されている。

これは、「施策を行う際には説明責任を果たす文書を作成・保存しなければなら
ない」「破棄は勝手にしてはいけない」ということを規制する「公文書管

理法」がなかったことである。県民に責任を持つ公文書管理条例がなければ情報公開条例は適正運用が困難である。

又、県条例では公開・非公開等の処分が文書作成課に判断が任されており公開が曲げられてきた。この欠点を解消するためにも条例とその運用は公文書管理条例制定と併せて公開条例の改正に着手すべきである。

国では本年4月20日内閣府特命担当大臣（行政担当）により、開示対象の拡大・明確化として不開示情報該当性の判断につき、実施機関に広範な裁量を与える規定の見直し。

開示手続きの迅速化、強化として手数料の減額、開示決定までの期間短縮
事後救済制度の強化として情報公開訴訟での裁判所が対象文書を実際に見分し検討できるインカメラ手続きの導入
などの「情報公開制度改正の方向性の概要」を明らかにした。

この文書では、行政刷新の第一歩は、行政の「無謬性」を過去のものとする
こと。「行政は過ちを犯さない」という考えこそが「由らしむべし知らしむべからず」という姿勢となって不透明な意思決定経過につながってきた。と反省しています。

高知県でも、「すべての決定の基礎は、情報にある。県が持つ情報を開放し、県民が共有して県政に参画する機会を持つ」ことを目的とする公開制度・条例の見直しを始めることを求めます。

以上の見地より下記の事項について知事と当団体との意見交換を申入れます。

公文書管理条例制定、県立公文書館整備

県情報公開制度・条例の再検討

なお、この申出に対する回答は 9月20日までにを行うよう要請します。

以上

連絡先

〒781-8121

高知市葛島2丁目3番9号

森 武彦 方 市民オンブズマン高知事務局

電話 088-882-9154

FAX 088-882-9950

